

宜野湾市と浦添宜野湾電気工事業協同組合との間で平成20年11月25日に「災害時における応急対策等の災害支援に関する協定」を締結しました。

【締結締調印結式写真撮影】



浦添宜野湾電気工事業協同組合
理事長 山城 克己（写真左）



浦添宜野湾電気工事業協同組合役員の皆様

（要旨）

大規模な災害が発生した場合、行政だけの対応には限界があり、地域住民を始めとした多くの諸団体の協力が必要不可欠である。

今回、浦添・宜野湾電気工事業協同組合と災害時における応急対策等の災害支援に関する協定を締結することにより、相互の連絡体制を確立し災害時の応急対策を迅速・円滑に行うことができ、行政活動の早期再開及び被災者への支援等の強化につながる。

協定書第1条（目的）

この協定は、市内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう）により、甲が、所管する施設及び災害活動を実施する場所において、電気機器の設置又は維持等が必要とされる事態が発生した場合に、乙からの情報提供や乙に所属する会員（以下「会員」という。）が保有する資機材の提供及び技術者の派遣等の災害支援（以下「災害支援」という。）を定めることにより、迅速かつ円滑な災害活動に資することを目的とする。